

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第46回家きん疾病小委員会概要
(平成26年12月16日開催)

- 1 本病の防疫措置に当たっては、初動対応が何よりも重要であり、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、移動制限、迅速な殺処分、埋却、消毒等の一連の防疫措置を徹底すること。
- 2 感染拡大防止のため、疑い農場周辺の消毒を強化するとともに、疫学的に関連のある農場や汚染物品の特定を早急に進め、伝播リスクに応じた合理的な対策を講じること。
- 3 本年4月に発生した熊本県における高病原性鳥インフルエンザに係る疫学調査報告書においても言及されているとおり、国内の家きん飼養農場において、毎日の飼養家きんの健康観察を行い、異状があった場合の早期の通報を徹底することが、周辺農場へのまん延防止につながる非常に重要な措置であることを改めて周知すること。
- 4 本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路の究明が重要であり、そのためには、科学的なデータに基づいた詳細な疫学的調査が不可欠である。疫学調査チームや県の行う疫学調査の結果に加え、海外における発生状況や、野鳥から分離されたものも含めたウイルスの性状分析の結果を基に、感染経路の究明に努めるとともに防疫措置についても助言すること。
- 5 また、人への感染予防の観点^{*}から、公衆衛生部局との連携を密にする。併せて、野鳥への感染状況を踏まえて、環境部局との適切な連携を図ること。

※当該事項は、感染のおそれのある生きた家きんと接触する防疫作業者に関するものであり、家きん卵、家きん肉を食べることにより鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない